

ベトナムとの公正な移行パートナーシップ設立に関する政治宣言（仮訳）

1. ベトナム社会主義共和国政府は、欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、日本、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、カナダ、デンマーク王国、ノルウェー王国から成る国際パートナーズグループとともに、
2. グラスゴー気候合意の実施によることを含め、国、人類、及び環境に対する気候変動の最悪の影響を最小化するという国連気候変動枠組条約（UNFCCC）及びパリ協定の目的及び長期目標に向けた行動を加速させる必要性を認識し、
3. 気候変動への適応及びネット・ゼロ排出の達成が持続可能な開発にとっての機会であることを強調しつつ、気候変動の最悪の影響を軽減するために地球温暖化を1.5°Cに抑えるためには、世界の二酸化炭素排出を2030年までに2010年比で45%、今世紀半ばまでにネット・ゼロまで削減し、及びその他の温室効果ガスを大幅に削減することを含め、迅速で、大幅かつ持続的に、世界の温室効果ガスの排出を削減することが必要であることに留意し、
4. 気候変動の影響を甚大に被る、独立し、主権を有し、急速に発展する低中所得国であるベトナムにとって、急速に低下する再生可能エネルギーのコストによってもたらされる機会を持続可能な開発にとっての機会と受け止めること、並びに貧困、不平等及び失業など、新型コロナウイルス感染症及び気候変動の影響によって悪化する関係課題に取り組むことが鍵であることを認識するとともに、火力発電、採炭、重工業及び運輸を含め脆弱な集団及び一部の重要な経済セクターがエネルギー移行によって影響を受ける可能性があることを認識し、
5. ベトナムのNDC、2050年までに温室効果ガスのネット・ゼロ排出を達成するというコミットメント及び2045年までに高所得の先進国となるという開発の方向性の実施に大きく貢献するため、ベトナムが公的債務及び対外債務管理のための国家枠組みに従って、移行の機会を十分に活用するための、資金、技術及び能力構築におけるパートナー国、多国間機関及び投資家からの新規で、予測可能で、長期的かつ持続可能な支援が必要であることを認識し、
6. COP26において、ベトナムが、資金面及びパリ協定の下でのメカニズムの実施を含む技術移転の面で、先進国を含む国際社会の協力と支援を得つつ、自国の資源を用いて、2050年までにネット・ゼロ排出を達成することにコミットしたこと、また、ベトナムが、メタン排出を2030年までに2020年比で30%削減する目標を支持するグローバル・メタン・プレッジに参加したこと、さらに、ベトナムが「世界の石炭からク

リーンな電力への移行に関する声明」を支持し、新規許可証の発行及び排出削減対策が講じられていない石炭火力発電プロジェクトの新規建設の停止にコミットしたことに留意し、

7. 温室効果ガスを削減し気候変動に適応するための法律の制定、2050年に向けた国家気候変動戦略、メタン削減計画及び2度目の更新版NDCのCOP27に先立つ公表など、COP26で行われたコミットメントを実施するためのベトナムの迅速で意義ある行動を歓迎し、さらに、グラスゴー気候合意に沿った更なる更新を期待し、

8. 2035年までに排出をピークアウトさせるとの強力で定量可能な目標並びに技術及び資金面での有意義で強力な国際的支援によって目標を2030年へ前倒し、その後は2050年までにベトナムのネット・ゼロ排出目標を満たすために迅速に排出を削減するとベトナムの意図を歓迎し、また、エネルギーにおける国家主権、安全保障及び低廉性を確保しつつ、再生可能エネルギー開発を促進し、エネルギー効率を改善することにより、この目標を達成するために低炭素のエネルギーシステムを採用することの必要性、及び排出削減対策が講じられていない石炭火力発電からの移行の重要性を強調し、

9. 長期的な経済発展を促進するために、今後数年間でベトナムにおけるエネルギー需要が大幅に増加することを認識するとともに、グリーンな移行には、発電、送配電網の拡張と近代化及びエネルギー貯蔵方法の改善のための大規模な投資が必要であることを認識し、

10. これらの目標を達成するために、ベトナムが排出削減が困難なセクターにおいて二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS）の利用を追求する可能性があることを認識し、

11. 低炭素製造業の主要拠点にならんとするベトナムのビジョンを支援する新規の海外直接投資を大規模に誘致するため、野心的なエネルギー移行がもたらす機会を認識し、

12. 質の高い雇用の創出、地方のバリューチェーン及び大規模な国内外の民間投資の誘致を含め、ベトナムの低炭素移行の経済的・社会的機会を強調し、また、投資家が早期に順応し、資金の流れを変え、座礁資産を回避するよう誘導することの重要性を認識し、

13. エネルギー効率を高めるために最新技術を利用し、市場参加者間の公平な競争条件を確保しながら、石炭火力発電所の退役を交渉し、再生可能エネルギー及び蓄電へ

の投資を増加させ、及び発電技術を向上させ、送配電網を拡張・近代化させるとのベトナムの意図に注目し、

14. この移行が消費者、労働者及び影響を受けるコミュニティにとって公正、公平及び包摂的であるためには、全ての人がこの移行によってもたらされる直接的なリスクから適切に保護され、機会から利益を得られるようにし、誰も取り残さないようにする努力が必要であることを強調し、また、移行は、影響を受ける分野及び地域の労働者が産業革新と質の高いグリーン雇用の創出の恩恵を受けられるよう、訓練、技能向上及び他の形態の支援プログラムとともに行われるべきであり、電力へのアクセスは全ての人々、特に、影響を受ける、脆弱で低所得の層にとって、低廉であり、信頼できるものでなければならないことに留意し、

15. さらに、移行が公正かつ公平であるためには、幅広い社会の合意を確保するため、メディア、NGO 及び他のステークホルダーを含む定期的な協議が必要であることを留意し、

16. 本パートナーシップが、再生可能エネルギーへの民間投資の大幅な拡大のためのネット・ゼロ及び公正なエネルギー移行のロードマップに沿った政策及び規制の改善を含め、資金、技術及び能力構築においてベトナムを支援するものであることを強調し、

以下のとおり決意する：

17. ベトナムの低排出で気候変動に強靱な開発を支援し、公正な移行と電力システムの脱炭素化の加速を支援するための長期的及び野心的なパートナーシップとして、「公正なエネルギー移行パートナーシップ」を設け、ベトナムのネット・ゼロの未来に向けた移行を支援するため新たな経済機会を開発する。

18. 公的債務及び対外債務管理のための国家枠組みに従ってベトナムの公正なエネルギー移行のニーズを支援するため、適切な資金手段の組み合わせにより、今後3年から5年で少なくとも155億ドルの初期資金を動員する。この資金は、既存の開発資金から重要な開発援助を転用するものであってはならない。ベトナム政府と緊密に協力しながら、IPGメンバーは、77.5億ドルの公的資金を動員する。この資金は、ベトナムが資本市場で得られるものよりも魅力的な条件に基づくべきである。GFANZ 作業部会のメンバーは、ベトナム政府及びIPGと緊密に協力しながら、IPGメンバーが触媒的な公的資金を動員することを条件に、少なくとも77.5億ドルの民間資金を動員するよう努める。

19. この資金の動員は、ベトナム JETP 資金動員計画（JETP-RMP）の採択によって可能となり、関連する全ての予算手続、それによって資金が提供される可能性のある基金と条件の利用に関するコンセンサス及びベトナム政府の野心に一致する機会のパイプラインを条件とし、またそれらに沿ったものとなる。動員されたこの資金は、ベトナム JETP 資金動員計画に概説される、ベトナムのより大きな投資ニーズの一部を担うものとなる。

20. JETP の下で、ベトナムへの支援を動員する。それを通じてベトナムは、ベトナムへの公的及び民間投資を拡大するため、規制の枠組みを改善する作業を継続する。この作業は、再生可能エネルギー及び公正なエネルギー移行（エネルギー効率の改善及びベトナムの電力網強化措置を含む。）に焦点を当てるべきであり、2050 年までの気候変動国家戦略及びベトナムの NDC に述べられた目標の達成に寄与する。

21. ベトナムの公正なエネルギー移行を実現するため、特に風力、太陽光、送電、エネルギー効率、蓄電、電気自動車、訓練、再訓練及び雇用のための職業訓練の開発及び実施のための新たな投資要件と機会、並びに支援を展開し、投資障壁を克服するための措置を特定するために、2023 年 11 月までにできるだけ早く JETP-RMP を策定して公表する。

22. この計画は、下記パラグラフ 23 に規定するところにより、事務局による管理面及び技術面の支援を受け、必要な場合、又は要請のある場合には、IPG からの追加的支援も得つつ、ベトナム政府によって完全に主導され、IPG による承認のために提示される。

23. ベトナムの公正なエネルギー移行を支援し、ベトナムと IPG の指示に従って技術的な作業を促進・調整するための長期的なパートナーシップの管理を支援するため、ベトナムと IPG の指示の下で外部からの資金面及び管理面の支援を受ける事務局を、2023 年 4 月までに設立する。また JETP-RMP 起草における上記の支援に加え、事務局は、IPG 及び多国間・二国間開発金融機関、民間部門その他の主要なステークホルダーからのベトナムの公正なエネルギー移行への取組に対する支援の促進を支援する。

24. JETP-RMP は、ベトナムが以下の点を行うことを支援する。

a) 価格設定や規制手段の利用を通じたものを含め、経済のグリーン移行のための野心的で信頼できる長期的な法的枠組みを制定する。これには、再生可能エネルギー及びエネルギー効率性への投資を促進し、ベトナムの電力網を強化するための規制枠組みの改善を含むが、これに限定されない。

b) パラグラフ 18 に記載される、IPG パートナーからの有意義で強力な資金支援並び

に再生可能エネルギーの展開及びクリーン電力システムの管理を拡大するためのあらゆる技術により、国際的な支援を受けた現行のネット・ゼロ計画におけるピーク（2035年までに240MtCO₂e（COP26前の280MtCO₂eから減））から、2030年までに発電からの排出170MtCO₂e以下とのピークに到達することに向けて、電力システムの脱炭素化を加速させる。

c) 現行では計画ピーク容量が37GWに設定されているベトナムの石炭火力発電のプロジェクト・パイプラインを、ピーク容量30.2GWに削減するとともに、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトに向けて信頼性の高い、野心的な排出削減の道筋を、これらの期日後に示すため、ベトナム及び投資家と協働する。

d) 国際支援によりベトナムが信頼性の高い送電網を維持し、及び風力、太陽光、水力発電からなる再生可能エネルギー発電量を現在計画されている36%から少なくとも2030年までに47%にするため、再生可能エネルギーの展開を加速させ、並びに変動する再生可能エネルギーによってより大幅に給電される送電網を支援し、及び管理するための技術的専門知識を開発する。

e) グリーンな移行によって最も影響を受ける労働者やコミュニティのニーズを満たすことに資するよう、低廉なエネルギーへのアクセスを向上させ、関係組織やステークホルダーと協力して社会全体がグリーンな移行から利益を得ることができることを確保するため、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に基づき、公正な移行を主導する。

f) 必要なスキルと能力開発のため、教育、職業訓練及び再技能訓練プログラムを開発し、実施するとともに、移行によって影響を受けたセクターや地域の労働者のために雇用を創出し、移行後の労働者のより良い生活水準を確保するための支援を行う。

g) 民間部門の役割を明確にし、信用リスクの低減、株式、銀行融資の促進、認可のオークション、認可の迅速化、競争の促進など、企業が変革プロセスに積極的に参加できる環境を整備する。

h) 豊かな低排出経済の一部として、グリーンで働きがいのある人間らしい仕事を創出するための技術革新と民間投資機会を創出するとともに、影響を受けた、脆弱で低所得な層のための低廉な電力を確保するメカニズムを設計する。

i) パートナーの支援を得て、適切な場合には、石炭火力発電への投資停止について交渉する。

j) クリーン・エネルギーへのアクセスを促進するため、古く、効率が悪く、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電所の閉鎖について交渉する。

k) 再生可能エネルギー拠点、蓄電池、再生可能エネルギー機器製造、グリーン水素製造、海洋養殖や漁業物流と組み合わせた洋上風力プラットフォームの計画開発などを含む、再生可能エネルギー産業を発展させる。

l) 専門知識を共有し、技能、技術、規制の理解促進を支援するため、ベトナムにおける再生可能エネルギーのセンター・オブ・エクセレンスの確立に向けて努力する。ベトナム及び地域における再生可能エネルギー及びクリーン・エネルギーシステム管理の展開を加速させ、拡大するため、技術移転に関するベトナムと民間部門の自発的協力を促進する。

m) エネルギーへのアクセスの向上を通じて農産物の生産と加工を改善し、地方労働者のための雇用を創出するため、再生可能エネルギー生産、農業、水産養殖のための多目的な土地利用を実現する。

25. 政治宣言に含まれる最重要目標及び IPG の支援について、必要な場合にはこれらの目標を調整することを含めその遵守状況を評価するため、及びより高レベルの投資を促進することを目的としたそれぞれの政策改革の遵守状況を評価するため、2年ごとのレビュープロセスを立ち上げる。このプロセスは、作成中の RMP が最も高いレベルの野心の実現を支援することを確保し、及びパラグラフ 18 に記載するところに加えた、より多くの国際パートナーからの資金支援によってベトナムが 1.5°C 目標の軌道に沿うため更に前進することができるかどうかを検証する。

26. この政治宣言は、ベトナム政府及び IPG メンバーの政治的コミットメントを構成するものであり、適用される規則及び法律に従って実施される。これは、拘束力のある国際協定ではなく、国際法の下での権利と義務を生じさせるものではない。